

青少年雇用情報シート（企業全体での【正社員】に関する情報です）

※海外支店等に勤務している労働者については除外した情報となります

事業所名	学校法人 智辯学園	記入日： 令和 8 年 4 月 1 日
------	-----------	---------------------

1 募集・採用に関する情報

		企業全体の情報		
①	直近3事業年度の新卒者等の採用者数	前年度 11 人	2年度前 14 人	3年度前 15 人
	直近3事業年度の新卒者等の離職者数	前年度 10 人	2年度前 8 人	3年度前 8 人
②	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（男性）	前年度 7 人	2年度前 6 人	3年度前 6 人
	直近3事業年度の新卒者等の採用者数（女性）	前年度 4 人	2年度前 8 人	3年度前 9 人
③	平均継続勤務年数	14.7 年		
※	従業員の平均年齢 (参考値として、可能であれば記載してください。)	44 歳		

2 職業能力の開発及び向上に関する取組の実施状況

①	研修の有無及びその内容	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ <input type="radio"/> 無	新任教職員研修、私立学校初任者研修、 応急手当講習等
②	自己啓発支援の有無及びその内容	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
③	メンター制度の有無	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
④	キャリアコンサルティング制度の有無及びその内容	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	
⑤	社内検定等の制度の有無及びその内容	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無	

3 職場への定着の促進に関する取組の実施状況

		企業全体の情報	
①	前事業年度の月平均所定外労働時間	7.9 時間	
②	前事業年度の有給休暇の平均取得日数	15.3 日	
③	前事業年度の育児休業取得者数／出産者数	女性 3 / 3 人	男性 1 / 6 人
④	役員及び管理的地位にある者に占める女性の割合	役員 11.1 %	管理職 4.3 %

※ ④については、雇用形態に関わらず企業全体における割合を示しています。

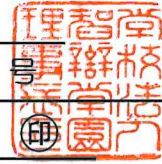
自己申告書

令和 8 年 4 月 1 日

私どもは、この求人申込みの時点において、ハローワークにおける求人不受理の対象に該当いたしません。

*ハローワークにおける求人不受理の対象とは、以下のチェックシートのチェック欄に1つでも該当する場合があります。

事業所名	学校法人 智辯学園
事業所所在地	奈良県五條市野原中4丁目1番51号
代表者名	理事長 藤田 清司



- 対象条項など、求人不受理制度の内容について厚生労働省のリーフレット『労働関係法令違反があった事業所の新卒求人は受け付けません!』（LL291115首01）により確認し、理解しました。

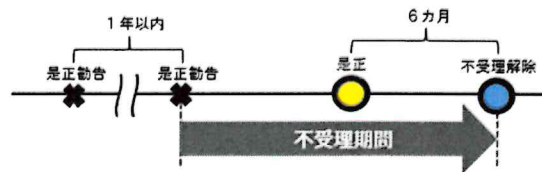
チェックシート

以下の求人不受理の対象に該当する場合は、チェック欄にシ点（「✓」）を記入してください。
なお、以下のうち1つでも該当する場合は、ハローワークにおける求人不受理の対象となります。

1. 労働基準法および最低賃金法関係

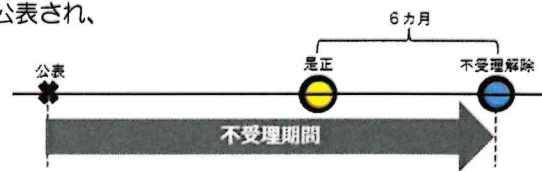
- (1) 過去1年間に2回以上同一の対象条項違反行為により、労働基準監督署から是正勧告を受け、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



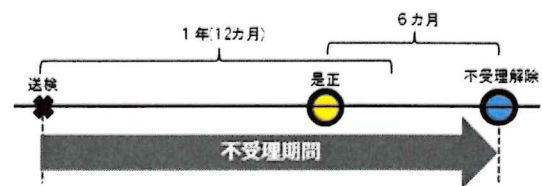
- (2) 違法な長時間労働を繰り返している企業として企業名が公表され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



- (3) 対象条項違反行為に係る事件が送検かつ公表され

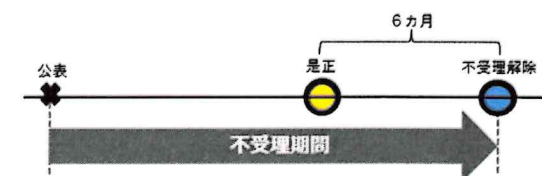
- a 当該違反行為を是正していない。
 b 送検後1年(12カ月)が経過していない。
 c 是正してから6カ月が経過していない。



2. 職業安定法、男女雇用機会均等法および育児・介護休業法関係

- (1) 対象条項違反の是正を求める勧告又は改善命令に従わず、企業名が公表[※]され、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。



[※]職業安定法第48条の3第3項、男女雇用機会均等法第30条または育児・介護休業法第56条の2の規定による。

3. 項目1および項目2共通

- (1) 求人不受理期間中に再度同一の対象条項違反により、
①労働基準監督署による是正勧告、
②需給調整事業課(室)による助言や指導、勧告、
③雇用均等室による助言や指導、勧告を受けており、その後、

- a 当該違反行為を是正していない。
 b 是正してから6カ月が経過していない。